



神聖ローマ皇帝ルドルフ2世の1595年の勅書による周辺国ギルドへの影響：ハンブルクの画家ギルドからプラハの画家ギルドに宛てた書簡より（中部義隆先生追悼号）

川上, 恵理

(Citation)

美術史論集, 17:1-7

(Issue Date)

2017

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81010492>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010492>



研究ノート

神聖ローマ皇帝ルドルフ 2 世の 1595 年の勅書による 周辺国ギルドへの影響

—ハンブルクの画家ギルドからプラハの画家ギルドに宛てた書簡より

川 上 恵 理

〈キーワード〉 画家ギルド バルトロメウス・スプランゲル

1. 書簡について

1609 年 9 月 19 日、ハンブルクの画家ギルドはプラハの画家たちのギルドに対して 1 通の書簡をしたためた。その目的はプラハのギルドに対して 1595 年に神聖ローマ皇帝ルドルフ 2 世 (1552-1612) が発行した勅書とその際に改められた紋章の写しを得ることにあった⁽¹⁾。現在、この書簡はプラハ国立博物館のアーカイヴに所蔵されており⁽²⁾、これに対するプラハ側からの返信は同地の国立美術館のアーカイヴにある画家ギルド関係資料中に保管されている⁽³⁾。

当該資料は本文中で紋章授与証書として繰り返し言及されるルドルフ 2 世の 1595 年の勅書との関係において意味を持つ。16 世紀イタリアでは絵画を手仕事ではなく知的な活動として認め、その地位を高めようとする動きが始まったが、その影響はプラハにも認められる。1595 年の勅書は絵画を手仕事と区別する文言を含むために、その文脈においてこれまで繰り返し引用されてきたが、その一方で勅書の影響力を示す周辺の文書については十分に顧みられてこなかった。本稿で取り扱う書簡は周辺国のギルドに対する勅書の影響力を示す点で価値があると考えられる。また、上記の理由ゆえに、本書簡の全文を取めた刊行本は管見の限り存在しない。

2. ルドルフ 2 世の 1595 年の勅書

ハンブルクの画家ギルドが写しを求める紋章授与証書とは、先に触れたとおり、1595 年 4 月 27 日に神聖ローマ皇帝ルドルフ 2 世によって発行された勅書を指している。本勅書はプラハのマラー・ストラナ (小地区) と旧市街の画家たちのギルドに対して発行された⁽⁴⁾。このギルドは 14 世紀に設立され、本勅書が発行された時点では画家だけでなく、ガラス職人、刺繍職人などが所属していた⁽⁵⁾。1595 年の勅書が発行される以前から同画家ギルドに対して特許状は与えられており、最も古く著名なものは 1365 年 1 月 16 日に神聖ローマ皇帝カレル 4 世によって出されている⁽⁶⁾。1595 年の勅書の中では、1523 年のラヨシュ 2 世による特許状と⁽⁷⁾、1562 年のフェルディナント 1 世による特許状について言及されており⁽⁸⁾、本勅書はその内容を改めて認めている。そして、1594 年に刺繍職人が加入したことを追認し、さらに絵画を他

の手仕事と区別して、絵画のみを手仕事ではなく絵画術 (umění malířské / mahlerkunst) と呼び表すべきことと、ギルドの紋章を変更することも承認している。勅書には新たな紋章のための空欄があるが、その図案は現存しない⁽⁹⁾。しかし、新旧の紋章の図案については勅書に詳細に記されており⁽¹⁰⁾、その模写となるミニアチュールも残っている (図1)⁽¹¹⁾。新たな紋章では、兜の上の王冠に宝石が追加され、以前の紋章で中央に据えられていたムーア人の女性が知恵の女神アテナに変更された。特に後者は画家の地位が本勅書で上昇したことと関連すると見なされてきた。勅書には明記されないものの、この図案の変更を手掛けたのはバルトロメウス・スプランゲルとされる。彼はルドルフ2世の宮廷画家であると同時に、居住していたマラー・ストラナの画家ギルドにも属していた⁽¹²⁾。

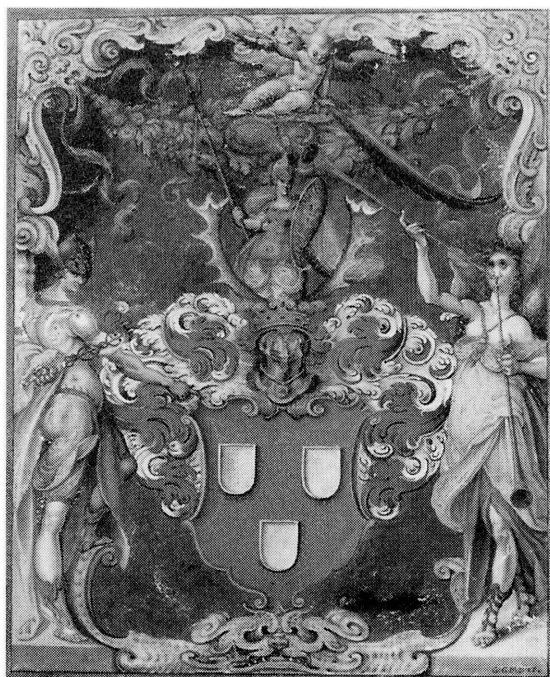


図1 ゲオルグ・ガブリエル・マイヤー、バルトロメウス・スプランゲルによるプラハの画家ギルドの紋章 (現存せず) に倣ったミニアチュール、1631年、プラハ国立美術館

ただし、本勅書で初めて画家の地位を高める記述が追加された実際の目的については長年議論されてきた。当時プラハで制作された作品の主題に鑑みても⁽¹³⁾、このような文言が追加された背景に絵画の地位上昇の機運の高まりがあったことは否定できないだろうが、より直接的な原因として、1980年のミーデマの指摘以降、画家ギルドと宮廷画家の対立について注目されてきた⁽¹⁴⁾。近年はギルドを中心とした職人の関係に目が向けられつつあり、ギルド内での職種間の対立や⁽¹⁵⁾、ギルドともぐりの職人の関係に原因を見る説がある⁽¹⁶⁾。

3. ルドルフ2世による1595年の勅書の周辺国に対する影響

ここまで見てきたルドルフ2世の勅書は、その宮廷が置かれたプラハの画家に知られていた可能性が高いが、ここで、本稿で扱う書簡を通して周辺国への影響について考察を試みる。

ハンブルクの画家ギルドから送られた書簡中の、「他の隣接する私どもの技芸に関連するギルドに信頼できる写しを宮内官房からその費用で送ったと聞きました。」という記述からは、勅書と紋章が周辺国でも知られており、時にその写しを他のギルドに送ることもあったと推測できる。勅書の知名度については、プラハに來たオランダ人画家のヴェードマンの事例からも

認められるだろう。1644年に彼は、ルドルフ2世の勅書とスプランゲルによって描かれた紋章について言及し、絵画の芸術性を説いてギルド入会を拒否しようとした⁽¹⁷⁾。

そして、ハンブルクの画家ギルドは、ルドルフ2世の勅書発行から14年程後となる1609年にその写しを求めているが、さらに時代を下った1668年1月16日にもリューベックの画家ギルドからルドルフ2世の勅書と紋章の写しを求める書簡が送られてきていることが今回の調査で判明した⁽¹⁸⁾。それに対するプラハ側の対応とその後のリューベックでの変化については更なる調査が必要であるが、ハンブルクからの書簡に関しては1609年10月24日にプラハの画家ギルドは好意的な返信を書き送ったことが分かっている⁽¹⁹⁾。そして、シュロニェクによると、1611年にブラウンシュヴァイク＝リューネブルク公ヴィルヘルムが同ギルドに与えた証書のテキストに、ルドルフ2世の勅書の影響を見て取ることができるようである⁽²⁰⁾。

それゆえ、変更された紋章を伴うルドルフ2世の勅書は、皇帝の死後も周辺ギルドに強い影響を与え、ひとつの規範とされていた可能性があるだろう。

書簡（本文）

親愛の念をこめて、そしていかなるときにも幸多からんことを祈って、高潔で高貴にして教養ある、親愛なる紳士およびよき友人たちへ

思い出させる必要もないことですが、あなた方は次のように好意的に慎ましく受け入れるすべを心得ておられます。幾年も前に至高の魂の記憶たるローマ皇帝陛下が同地でプラハの画家たちのギルドに対し、紋章授与証書によって慈悲深くも特権をお認めになり、お許しになりました⁽²¹⁾。そして、最近、現ローマ皇帝陛下、我らの慈悲深き王によって、尊敬すべき芸術性豊かなバルトロメウス・スプランゲル氏の援助から同様の紋章授与証書が慈悲深くも拡大され改められました⁽²²⁾。

ここで、私どもが記憶しているところによりますと、その上あなた方はひとつの新たな紋章授与証書を宮内官房から得ており、また他の隣接する私どもの技芸に関連するギルドに信頼できる写しを宮内官房からその費用で送ったと聞きました。私どもは同様に、この紋章授与証書の写しをいただきたかったです⁽²³⁾。

こうしたことゆえに、あなた方に私どもの切なる願いが届き、あなた方が私どもに好ましい意向を示し、この証書をもたらす者が、以下のことをやましいところなくごく短い文書で報告せんことを望みます。いずれの日にか、こうした紋章授与証書の写しが宮内官房で認められること、そして近隣に送っているように、先に触れた紋章授与証書はあなた方とその他の者で分かち与えられたので、宮内官房で〔その写しが〕私どもの掛かりで作成されることを願っております。このように、私どもに支払いが任され金額を明確にされた官房の手数料をあなた方に速やかに送る用意があります。そして、あなた方が再び生じたこの機会に快く手助けしてくだ

さり願いを聞き届けてくださいますよう。友情を込めた願いと、この厚かましい要求にお気を悪くしないでくださいますよう。神のご加護にいっさいを委ねんことを。

ハンプルクにて 1609 年 9 月 19 日

親愛なる同地の画家のギルドの幹事および組合の皆様

ユルゲン・ロベク ダニエル・シュトルーベ⁽²⁴⁾

Unsere freuntwillige Dienste nebenst Wunschung alles guten iederzeit zuvor, ernhafte furnehme und kunstreiche innsonders gunstige Herrn und gute Freunde.

Euer Gunsten wissen sich ohne erinnern freundlich zu bescheiden, was massen vor vielen Jahren die Romische Kaiserliche Majestät höchstseeliger Gedechnuss die Zunft der Maler daselbst zue Prage mit einem Waapenbrief allergnedigst privilegirt und begnadigt und dass auch solcher Waapenbrief in Newligkeit von der itzigen Römischen Kaiserlichen Majestät unserm allergnedigsten Herrn durch Befürderunge der ernuesten und kunstreichen Herrn Bartholomaei Sprangers gnedigst augirt und verbessert worden.

Wenn wir nun vermercken, dass darauf Euer Gunsten einen neuen Waapenbrief aus der kaiserlichen Hofkantzlei erlangt, auch davon anderen benachbarten und unserer Kunst verwandten Zunftbruederern glaubhafte Abschrift aus der kaiserlichen Kantzlei uf ihren Uncosten zu wege gebracht haben sollen und wir uns gleichfalls von sothanem Waapenbriefe gern Copey haben mochten.

Demnach gelanget an Euer Gunsten unsere dienstfleissige Bitte dieselbe wollen uns den gunstigen Willen und Gefallen bezeigen und Bebringern dieses Briefs unbeschwert mit wenigem schriftlich berichten, was etwan die Copey alsolches Waapenbriefs in der kaiserlichen Kantzlei zustehen kommen mag, auch nachbarlich befurdern, dass berirter Waapenbrief, allermassen derselbe Euer Gunsten und andern mitgetheilt worden, in der kaiserlichen Kantzlei auf unsern Uncosten gefertigt werden möege, alss sein wir erbötig Euer Gunsten die uns uberschriebene und nhambkundig⁽²⁵⁾ gemachte Cantzleigebuer mit dem allerfürderlichsten zu übersenden, auch Euer Gunsten hinwieder zu vorfallender

Gelegenheit alle angenehme behagliche Dienste und Willfahrunge zu bezeigen erbötig,
willig und geflissen, mit freundlicher Bitte, und dieser dreisten Anmuthung in ungutem
nicht zu verdenken, gottlicher Protection und Bewahrunge uns sambtlich befehlend.

Datum Hamburg den 19. Septembris Anno 1609.

Euer Gunsten

Freund- und dienstwillige

Allterleute und gantzes Ampt der Contrafeyer und Maler daselbst

Jürgen Lobeck Danyell Struve

註

- (1) 本書簡に関しては、Sekyrka, T. ed., Exh. Cat., *Umění a mistrovství: Pražská malířská bratrstva 1348-1783*, Praha, 1997, pp. 53-54 (cat. no. 1.16). を参照。
- (2) アーカイヴには活字化資料とともに原本が保管されている。Praha, Archiv Národního muzea, sign. F 178, č. k. 142. 本稿も基本的にはその資料に倣った。
- (3) Archiv Národní galerie v Praze, Pražská malířská bratrstva, Korespondence staroměstského a malostranského malířského bratrstva (1592-1782), přír. č. 1218/153.
- (4) 本勅書は現在プラハ国立美術館のアーカイヴに所蔵されている。Archiv Národní galerie v Praze, Pražská malířská bratrstva, sign. AA 1202. 原文のチェコ語のテキストはヒティルにより翻刻されている。Chytil, K., *Malířstvo pražské XV. a XVI. věku a jeho cechovní kniha staroměstská z let 1490-1532*, Praha, 1906, pp. 310-314. ドイツ語訳は1732年に行われた。Zimmerman, H., "Urkunden, Acten und Regesten aus dem Archiv des k. k. Ministeriums des Innern", *Jahrbuch der Kunsthistorischen Sammlungen des Allerhöchsten Kaiserhauses*, 7, 1888, pp. XXXIX-XLI (no. 4607). 本勅書に関する研究は以下を参照。Sekyrka, op. cit., p. 54 (cat. no., 1.15); AA. VV., Exh. Cat., *Prag um 1600: Kunst und Kultur am Hofe Rudolfs II.*, 1, Freren, 1988, p. 209 (cat. no. 88); Fučíková, E. ed., Exh. Cat., *Rudolf II and Prague: The Court and the City*, Praha, 1997, p. 682 (cat. no. V.189); Šroněk, M., "Painters in Prague between the Guild and the Court ca. 1595-1650", Konečný, L., Bukovinská, B., Muchka, I. eds., *Rudolf II, Prague and the World: Papers from the International Conference Prague, 2-4 September, 1997*, Praha, 1998, pp. 216-219; Šroněk, M., "Privileg Rudolfs II. von 1595: Nochmals und anders", *Studia Rudolphina*, 2, 2002, pp. 16-28; Ernest-Martinec, B., Miedema, H., "Der Majestätsbrief Rudolfs II. für die Prager Maler vom 27. April 1595 und seine Implikationen rund um dem Begriff Kunst", *Studia Rudolphina*, 5, 2005, pp. 32-39; Miedema, H., "Rudolfs II. Würdigung von Maler und Malerei", *Studia Rudolphina*, 6, 2006, pp. 69-74.
- (5) Halata, M. ed., *Kniha protokolů pražského malířského cechu z let 1600-1656*, Praha, 1996, p. 197. 本ギルドに関しては、註 (1) で挙げたプラハの画家ギルドに関する展覧会カタログや、註 (4) のヒティルの著書に加えて主に以下を参照。Šroněk, M., *Pražští malíři 1600-1656: Mistři, tovaryši, učedníci a štolíři v Knize Staroměstského malířského cechu: Biografický slovník*, Praha, 1997; Šroněk, op. cit.,

- 1998, pp. 216-219; Šroněk, *op. cit.*, 2002, pp. 16-28.
- (6) 過去のボヘミア王または神聖ローマ皇帝によってこれまで与えられてきた特許状に関しては以下の書を参照。Ernest-Martinec and Miedema, *op. cit.*, pp. 32-33.
- (7) この特許状は翻刻されている。Zimerman, H., "Urkunden, Acten und Regesten aus dem Archiv des k. k. Ministeriums des Innern", *Jahrbuch der Kunsthistorischen Sammlungen des Allerhöchsten Kaiserhauses*, 5, 1887, pp. CXXV-CXXVI (no. 4503).
- (8) *Ibid.*, p. CLXII (no. 4534); Sekyrka, *op. cit.*, p. 54 (cat. no. 1.14).
- (9) AA. VV., *op. cit.*, 1, 1988, p. 209 (cat. no. 88).
- (10) Chytil, *op. cit.*, p. 313; Zimerman, *op. cit.*, 1988, pp. XL-XLI.
- (11) 1631年のG.G. マイヤーによるミニアチュールに関しては以下を参照。Kaufmann, T. D., *The School of Prague: Painting at the Court of Rudolf II*, Chicago, London, 1988, p. 269 (cat. no. 20.61); AA. VV., *op. cit.*, 1, 1988, p. 209 (cat. no. 88); Fučíková, *op. cit.*, p. 682 (cat. no. V.189); Sekyrka, *op. cit.*, p. 54 (cat. no. 1.15); Vlnas, V. et al. eds., *Exh. Cat., The Glory of the Baroque in Bohemia: Art, Culture and Society in the 17th and 18th Centuries*, Praha, 2001, p. 181; Šroněk, *op. cit.*, 2002, p. 20. また、新たな紋章を用いた印章の使用が勅書で許可されているが、これは1601年に作られた。Sekyrka, *op. cit.*, p. 51 (cat. no. 1.5); Fučíková, *op. cit.*, p. 682 (cat. no. V.190). 1600年以降のある時からその紋章はティーン教会の聖ルカの祭壇に置かれていたようである。Sekyrka, *op. cit.*, p. 51 (cat. no. 1.6); Fučíková, *op. cit.*, p. 682 (cat. no. V.188); Šroněk, *op. cit.*, 2002, p. 20.
- (12) 同画家のギルドでの活動についてはシュロニェクがまとめている。ただし、ほとんど記録は残っていない。Šroněk, *op. cit.*, 1997, pp. 98-99, 223-224. プラハでの絵画の地位の変化とそれに関するスプランゲルの活動については拙論「ルドルフ2世治世下のプラハにおける芸術運動——バルトロメウス・スプランゲル作《知恵の勝利》の油彩画と版画を中心に——」、『鹿島美術研究：年報別冊』、33、2016年、123-134頁）で触れている。
- (13) 具体的な作品については以下で紹介されている。Kaufmann, *op. cit.*, pp. 44-53; Šroněk, *op. cit.*, 2002, pp. 21-22. 尾崎彰宏「カーレル・ファン・マンデルのポリティーク——〈アカデミー〉と絵画の栄光への戦略」、『西洋美術研究』、2、1999年、35-36頁。
- (14) Miedema, H., "Over de waardering van architect en beeldende kunstenaar in de zestiende eeuw", *Oud-Holland*, 94, 1980, pp. 71-87; Konečný, L., "Picturing the Artist in Rudolfine Prague", Fučíková, *op. cit.*, pp. 107-109. ただし、カウフマンは、宮廷画家がギルドの弱体化を狙った結果ルドルフ2世の勅書が授与されたというミーデマの説を否定している。Kaufmann, T. D., "The Eloquent Artist: Towards an Understanding of the Stylistics of Painting at the Court of Rudolf II", *Leids kunsthistorisch jaarboek*, 1, 1982, pp. 144-145 (n. 31).
- (15) Šroněk, *op. cit.*, 2002, pp. 16-28.
- (16) Ernest-Martinec and Miedema, *op. cit.*, pp. 35-37.
- (17) Halata, *op. cit.*, pp. 136-137 (fol. 120v); Šroněk, *op. cit.*, 1997, p. 98; Šroněk, *op. cit.*, 1998, p. 218; Šroněk, *op. cit.*, 2002, pp. 20-21.
- (18) 本資料はプラハ国立美術館のアーカイヴに所蔵されている。Archiv Národní galerie v Praze, *Pražská malířská bratrstva, Korespondence staroměstského a malostranského malířského bratrstva (1592-1782)*, přír. č. 1218/154.
- (19) Sekyrka, *op. cit.*, p. 54 (cat. no. 1.16); Šroněk, *op. cit.*, 2002, p. 23.
- (20) Šroněk, *op. cit.*, 2002, p. 23. ただし、具体的にどの証書を指すかについては言及されていない。

- (21) 過去にボヘミア王または神聖ローマ皇帝によって発行された特許状を指すと考えられる。過去の特許状は、註 (6) の書で挙げられている。
- (22) 1595 年 4 月 27 日にルドルフ 2 世によって発行された勅書を指すだろう。本勅書については註 (4) を参照のこと。
- (23) ハンブルクの画家ギルドが求めるこの紋章授与証書は 1595 年のルドルフ 2 世の勅書を指すと解釈されている。Sekyrka, *op. cit.*, p. 53. 実際、本書簡が送られてきた時点でルドルフ 2 世がその他の新たな紋章授与証書をプラハの画家ギルドに与えたという記録は管見の限り無い。1609 年に作成されたプラハの画家ギルドの所有品の目録を見ると、「今上皇帝陛下ルドルフ 2 世による、以前の勅書の確認書および新たな勅書 *It. novej majestát a potvrzení z starých majestátů od nynějšiho J. M. C. Rudolfa.*」とあり、書簡中の新たな勅書という記述に対応するとも考えられる。目録は以下で参照できる。Halata, *op. cit.*, pp. 52-53 (fol. 26v, 27r).
- (24) ユルゲン・ロベク (Jürgen Lobeck) とダニエル・シュトルーベ (Daniel Struve) は当時のギルドの幹事 (Ältermann) であった。ロベクの在任期間は 1599 年から 1610 年、シュトルーベは 1598 年から 1611 年である。Lüth, E., *600 Jahre Maler in Hamburg*, Hamburg, 1975, p. 290.
- (25) “nahmbkundig (nahm kundig)” と書くつもりであったと解釈した。

〔附記〕

本稿は平成 28 年度科学研究費補助金 (特別研究員奨励費) による研究成果の一部である。

川上恵理 (かわかみ・えり)

2011 年 神戸大学文学部 卒業

2013 年 神戸大学大学院人文学研究科博士前期課程 修了

2013 年— 神戸大学大学院人文学研究科博士後期課程 在籍

2016 年— 日本学術振興会特別研究員 (DC2)